

「「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（案）」への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

平成 27 年 9 月

「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（案）」

への意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成27年6月30日（火）～平成27年7月29日（水）

○ 提出意見総数：34者

（1）個人 20者

（2）法人・団体 14者

受付順	法人・団体意見提出者
1	cubic-tt
2	株式会社フライトエディット
3	総合地球環境学研究所
4	一般社団法人日本士業協会
5	日本DMC株式会社
6	出雲ケーブルビジョン株式会社
7	セキュアドローン協議会

8	株式会社ハートネットワーク
9	日本ユニシス株式会社
10	株式会社サムシングファン
11	一般社団法人日本民間放送連盟
12	さくら通り法律事務所、京野垂日法律事務所、古屋法律会計事務所、大川・村松・坂本法律事務所、牧野内総合法律事務所、三重合同法律事務所、さくら法律事務所
13	熊本無人機研究会
14	一般社団法人新経済連盟

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
報告書全般について		
	<p>ガイドラインは、『撮影映像等のインターネット上での取扱い』となっているにも関わらず、<u>撮影そのものに対するガイドラインなのか、ネット上で公開することのガイドラインなのか、記述内容が混同しているように見受けられる。</u>例えば、住宅地にカメラを向けないよ うにという記述は、撮影そのものに関するものであり、インターネットとは関係ない。また、インターネット上での取扱いのガイドラインでありながら、クローズドなサイト（会員限定のサービスなど）に関しては触れられていない。<u>撮影に関することと、ネットで公開することを区別すべきではないか。</u></p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項をガイドラインとして取りまとめたものであり、撮影行為そのものに対するガイドラインではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。 ・ 御指摘の会員限定サービスについて、インターネット上での情報の拡散可能性があると考えられるため、本ガイドラインの適用対象に含めています。
	現状のガイドラインは、「ドローンを利用した撮影」といった内容が	ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しな

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>盛り込まれていますが、ドローンを使用せずに一般に普及されているハンディカムやスマートフォン、アクションカメラなどでもプライバシーに配慮せず撮影することは十分に考えられます。</p> <p>よって、<u>ドローンとしてのルーリングではなく、撮影（静止画／動画）＋公開（撮影データの取扱方法）としてのルールを策定いただく必要がある</u>と考えられます。</p> <p>また、他の映像撮影機器とドローンとの違いが明確になっているものについては、ドローンの特性としてルーリングされてはいかがでしょうか？</p> <p>なお、一般（ホビー）と業務（報道を含む）などの目的を明確に分けた上でガイドラインの作成を望みます。</p> <p style="text-align: right;">(cubic-tt)</p>	<p>い視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものです。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
	<p>元々人の多く居る場所での飛行は危険なので、そう言う場所の映像をwebで公開する事はそれ以前の問題だと思えます。</p> <p>本来自分で楽しむのが目的であり、他人に公開するのは、想像以上に素晴らしいとか、珍しい等の理由があるはずで。</p> <p>ドローンでの空撮映像の公開条件はそれなりに厳しくしないと、公開目的で空撮をする者が増え、事故に繋がると思えます。</p> <p><u>良識の範囲での空撮と公開の基準を求めます。</u></p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	<p>実態としてどうあるべきかを、お話をさせていただきたいです。</p> <p>まず、RSSのNEWSから飛んできたのですが、そこにこんな一文がありました</p> <p>「著作権、肖像権、云々かんぬん・・・」</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまと</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>はっきり言って建前ですよ？</p> <p>そんなこといったら町中でカメラとってる人はどうするんですか？</p> <p>いちいち全員に承諾とってませんよね？</p> <p>スキー場の動画もそうですよね？ カメラ小僧もそうですよね？</p> <p>なにより Google ストリートビューなんかどうするんですか？</p> <p>おもいきり勝手に撮ってますよね？クレームつけないと消してくれない。</p> <p>あれを野放しにしておいてドローンだけ目の敵にす！ るのは滑稽です。</p> <p>はっきりいって官邸の上に監視がなかったほうが驚きかつ、無防備、セキュリティの甘さを露呈しているのではないですか？</p> <p>ドローンは便利です。使い次第では物流も変えるでしょう。</p> <p>実際アメリカの amazon ではドローンで配達。という試みもなされています。</p> <p><u>建前の法律で締め付けて世界の流れから遅れるより、どうすれば、もっと実用的かつ、有効利用できるかを検討すべきではないでしょうか。</u></p> <p>たとえば今あちこちで火山が噴火していますよね。</p> <p>普通近寄れません。</p> <p>しかしドローンなら可能です。ぎりぎりまで近づいてリアルタイム</p>	<p>めたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>で映像を入手できます。もし火口におちて溶けても、実際の映像の価値に比べれば大した損害でないでしょう？</p> <p>また、日本❖! ❖❖お家芸のバッテリー寿命を長く持たせ、海保に配布。</p> <p>上空から中国、韓国、北方の密入国の船がないか監視できます。当然、尖閣諸島や竹島もそうです。いままで近寄れなかったのが映像で見れるのです。</p> <p>これは国防に関する武器ととらえるべきです。</p> <p>民間の細かなトラブルで法律やガイドラインをつくって締付けるのでなくいかにして国が有効活用できるかを検討すべきかと思えます。</p> <p>たしかにプライバシー云々で不届きな輩は出るでしょう。しかし、今に始まったことでしょうか？</p> <p>秋葉原の昔ながらの電気街みたことありますか？</p> <p>暗視ゴーグル、盗聴器、小型盗撮カメラ、その他諸々・・・昔から普通に売ってますよ？</p> <p>それを今更ガイドラインだなんて、チャンチャラおかしいです。</p> <p>❖❖ローンがアメリカで発表されたとき、私はこ❖! ❖❖なることをすぐ予見できました。同様の人も多いでしょう。</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>はっきり言って官僚、政治家の方々が疎すぎるだけです。 もうちょっとアンテナを張り巡らし、先端で何がおきてるか。 知っておくことをおすすめいたします。</p> <p>ちなみに Suica など使われてる FeliCa 技術もハッキングコンテストで破られてるのをご存じでしょうか？</p> <p>ATM や POS にカードを差し込むだけで感染するウイルスが日本でも 広まっていることをご存じでしょうか？</p> <p><u>ドローンなんておもちゃに目くじら立てる前に、私たちの日々の生活の安全のための、対策を考えてください。</u></p> <p>(個人)</p>	
	<p><u>私としては、政府による指導・ガイドラインを策定し、より多くの「ドローン参加イベント」を開催すべきだと思います。</u></p> <p>イベント主催者へ、行政からの認可を提供するしくみを作り、撮影範囲の事前検証およびイベントごとのガイドラインを提出させ、認定書を発行</p> <p>ドローンは、基本参加者が操縦するが、撮影される動画は認定管理者もしくは任意の監督によってモニターを通じオンタイムで確認。 ガイドラインを超えたものへは、ドローンの没収を含めたリスク措置を敢行</p> <p>イベント終了時に、参加ドローン所有者へも動画の使用許可を発行</p>	<p>御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>以上のようなイメージです。</p> <p>もっとドローンを楽しむという方向への行政が後押しをして行ければ、と思います。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>ガイドライン案の具体的な注意事項について</p> <p><u>基本的な方針としては概ね賛成です。</u></p> <p>許可無く住居を撮影する必要もないですし、されたくない人が大多数だと容易に想像できます。他人の動画に「部屋着で外を歩いている OFF 時の斜め上からのワタシ」をバッチリ写されるのも嫌です。</p> <p>そのため、撮影者は最低限のマナーとして、許可を得ずに住居や人間を不必要に写り込ませないように対応し、仮に写り込んだ場合はぼかしを入れるなど対象が特定されることを避けるべきと考えます。</p> <p>しかし、ここで課題として出てくるのは、どこまでをマナーや常識の範囲内として撮影回避したりぼかしを入れたりするかが人により異なるということです。</p> <p>若い世代と団塊世代でも感じ方が違いますし、女性的な見方でもまた異なります。ガイドライン案内では、「住居内の人等の写り込み」や「表札」とか具体的なワードがありますが、一方「その他生活状況を推測できるような私物」のように曖昧・抽象表現があるため、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御意見は、本ガイドライン（案）に賛同する意見として承ります。なお、プライバシー侵害等に当たるかどうかは、画像の内容や映り方に左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断になるものと考えます。 また、「1章 本ガイドライン策定の目的と位置づけ」の部分について、インターネット上のプライバシー侵害情報等の取扱いについて、今後の動向に留意する必要がある旨の記載を追記しました。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>やはり判断が難しくなります。(ちなみに表札くらい別に写ってもよいのでは、という個人的な思いもあります。)</p> <p>例えば、部屋の中の映像がたまたま写り込んでしまって、人も洗濯物も写ってないけど「ももクロのポスターが見えた」とかの場合、当事者もは「ハズカシー」と思う人もいれば、気にしない人もいます。ももクロのポスターは持っていませんが、私は気にするほうです。</p> <p>中途半端で拘束力のないガイドラインなら、期限付きで明確なものに</p> <p>ガイドラインは方針であり、禁止事項を記したもではないことは理解しています。</p> <p>しかし、ガイドライン自体の内容が曖昧になるのはよくありません。拘束力のなく曖昧なガイドラインは混乱を産むだけであり、何かあった時に水掛け論になりやすく、いつのまにか「なんだかよくわからないけどドローン怖い・嫌だ」みたいになってしまったら、本来のガイドラインの目的でもある「安心したドローンの利用」には貢献できません。</p> <p><u>ガイドライン案上の曖昧な記述は削ぎ落とし、現時点で考えうる明確な表現にするのが望ましいと意見します。</u></p> <p>さらにいえば、一時的に制限が大きくなったとしても明確な制限で</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>あることの方が余計な混乱も産まず、また今後の議論としても発展的だと考えています。</p> <p>また、ここで一点、強調しておきたいのは、ドローン技術は発展途上であり、想定外の用途もあるという可能性と、ガイドラインはガイドライン策定時におけるものであるということです。</p> <p>技術の進歩や他の課題解決策を考慮すれば解決できたり、想定していない用途に対する例外措置も迅速に検討したいです。そのためには、ガイドライン自体に期限を設けることがひとつであると考えています。</p> <p>未知で可能性ばかりある技術に対して、明確な答えはすぐには出てこないです。曖昧な議論を長々と続けるのではなく、良識の範囲内で明確なルールを「えいや」で決めてしまい、短期間で PDCA サイクルにてまわしていく事の方が良いと考えています。</p> <p>上記を踏まえて変更案</p> <p>今回のガイドライン案で記載されているプライバシー侵害などの主な撮影対象は「人間」と「住宅」です。また、「プライバシー侵害がある可能性」は判断基準が不明確ですが、今回フォーカスされている「空からの撮影」においては「映像内で人間や住宅が視認できるか否か」はひとつの判断基準になり得ると考えます。プライバシー侵害の撮影対象が映像内で小さすぎて当人と認識できないのであれ</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ばプライバシーが侵害される人はいないことになります。</p> <p>上記から、撮影時、または映像加工時において、特定のサイズを超過した被写体である人間と住宅の写り込みを禁止する、あるいは被写体にぼかしを入れることで特定できないようにしなければならないとするのがよいと考えます。</p> <p>ガイドライン案に対する変更案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被写体が住宅の場合に、住宅の所有者の許可無く、許容サイズを超えた映像の写り込みは不可とする、またはぼかし加工を被写体に入れなければならない。 2. 被写体が人間の場合に、当事者の許可無く、許容サイズを超えた映像の写り込みは不可とする、またはぼかし加工を被写体に入れなければならない。 3. 静止画や動画をアップロードをした個人・法人問わず、被撮影者は削除依頼を行うことができる。 <p>■許容サイズ</p> <p>住宅：被写体が解像度の64分の1のサイズを超える場合（議論 P1） 人間：被写体が解像度の64分の1のサイズを超える場合（議論 P2）</p> <p>■期限</p> <p>半年間（議論 P3）のみ有効なガイドライン</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>※議論 P1～3 は適当な値を入れていて、必用なら議論し決定する箇所です。</p> <p>と許容サイズや期限などは正直何でもいいのですが、 <u>明確な基準・わかりやすい基準にしたほうが良い、というのが私の意見です。</u></p> <p>(個人)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・案では、ネットで公開されることのみ限定して規制しているが、<u>ネットだけ規制する合理性が全くない。</u> ・案では、個人の起業家や研究者、フリージャーナリストに対しての配慮が全くないので、現在増加してきている成長著しい新しい分野の個人メディアやイノベーターが大企業と張り合える公平な案にしていきたい。 ・プライバシーの問題はドローンの問題とは別に規制されるべきで、じゃあドローンでなければプライバシーを侵害してもいいのか？との誤解を招きかねない。<u>ドローンとプライバシーを絡めて指針を出すべきではない。</u> <p>全般的に公平性が低い案になっていますので、改案をお願いします。</p> <p>(個人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負うこととなります。また、当該映像等にプライバシーや肖像権などの権利を侵害する情報が含まれていたときは、インターネットによる情報の拡散により、権利を侵害された者への影響が極めて大きく、当該映像等は人格権に基づく「送信を防止する措置」及び損害賠償請求の対象となり得ると考えています。 このような観点から、本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等を撮影してインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項をガイドラインとして取りまとめたものです。 ・また、ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。 本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>まず案件名についてですが、ガイドライン案を読む限り「<u>ドローン</u>」と「<u>撮影映像等のインターネット上での取扱い</u>」は切り離して考えるべきであると思います。いかなる撮影方法であったとしてもプライバシーの侵害に関する事案については禁止すべきであることには間違いありません。しかしガイドライン案を読む限り「ドローン」だけを注視しているように感じられます。実際にはガイドライン案から「ドローン」と表記された部分を「個人によって撮影された動画・画像」に置き換えても成立する内容でありますので、この案件名自体を「個人による撮影映像等のインターネット上での取扱い」と明記されたほうがより正しい取り扱いができる物と思われます。</p> <p>(個人)</p>	<p>待っています。</p> <p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものです。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
	<p>「ドローン」に関する表現も訂正されたほうがよろしいかと思いません。</p> <p>ドローンとは無人機を意味する物。つまり直接操作（遠隔操作）を必要とせず自律した飛行・走行・航行が可能なものを示します。無線遠隔操縦のみのはラジコンでありドローンではありません。いま一般に広く普及しているのはラジコンのマルチコプターでありドローンではありません。</p> <p>現在ではラジコンのヘリコプター・飛行機にもカメラを搭載することは可能ですし実際にそのような商品も販売されています。もしこれらを含めたものを対象とするのであれば単に「ドローン」として表記するのではなく、「航空機ラジコン及びドローン」と表記されるのがふさわしいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、本ガイドラインにおけるドローンの定義を脚注に追加しました。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p style="text-align: center;">(個人)</p> <p>50m 上空からの動画で人が判別できないのは対象外ですよね？ 真面目に飛ばしている人がほとんどなのにバカ 2 人のせいでこんなガイドラインが作られるのが不愉快です これを法規制するのなら 3 階以上で風景写真を撮るのもぜひ禁止してくださいね 車も暴走するので全面禁止ですね ww</p> <p style="text-align: center;">(個人)</p>	<p>本ガイドライン（案）は、ドローンにより映像等を撮影し、インターネット上で閲覧可能とする者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、当該行為がプライバシー侵害等に当たるかは、映像等の内容や映り方に左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断となります。</p>
	<p>現在検討されている法案についてあまりにも暗にで一律過ぎる案に対してあきれ果てております。 住宅地飛行禁止区域等の悪法を設定する前にやるべき事があるはずです。 またプロとアマチュアがいるという事を認識して頂きたい。 一律にドローンと言っても安価なものから 200 万を超す業務用まであります。 現在流通している大多数のドローンはインターネットやヨドバシカメラ等で売られている物だと思います。</p> <p>ホビーや業務関係なく、現在一番問題な事は知識とモラルなのではないでしょうか？ドローン販売している業界の売り方についても無責任であり様々なドローン問題を起こす根源なのでは無いでしょうか？ 航空法、電波法、リポバッテリーの管理、安全飛行する為の実技向上等安全対策を当たり前に考え空に物を浮かせるという事への安全モラルを持たせる事が一番大事と考えます。</p>	<p>本ガイドライン（案）はドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローンの飛行や販売等に関するものではありません。</p> <p>本ガイドライン（案）がドローンの飛行に関するものではないことをより明らかにするために、「3章 具体的に注意すべき事項」における「ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、住居内の人等の写り込みが生じ得る住宅近辺における撮影飛行は、原則として行わないようにすること。」との記載は削除しました。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p><u>そこで提案と要望です。</u></p> <p><u>1 強制保険への強制加入</u></p> <p><u>2 ドローン操縦士国家免許資格の導入</u></p> <p><u>3 年に1度の視力検査等も含む</u></p> <p>3 住宅密集地での飛行に関しては関係機関への事前届け出制度</p> <p>上記の条件は空にモノを飛ばすという行為に対して 1から3が最低なラインと考えております。</p> <p>一律に規制するのではなくプロとして責任を持ち飛ばす事とホビーで無責任に遊ぶ境界線を是非つけて頂きたいと要望致します。 宜しく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
	<p><u>ドローンに限定する必要性が認められない。</u></p> <p>・個人のプライバシーに関わるガイドラインであれば、本文自体でも触れている「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第一次提言」を踏まえた包括的なガイドラインを作成すべきである。</p> <p><u>・「ドローン」という単語について“遠隔操縦機器による撮影”など定義を明らかにするべきである。</u></p> <p>・このガイドライン以外にも配慮すべき文章類があれば参照可能な</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見を踏まえ、本ガイドラインにおけるドローンの定義を追加しました。 ・ ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。 <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用でき</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ように明示すべきである。</p> <p>(個人)</p>	<p>る環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
	<p>ニコニコ生放送やツイキャスやアフリカTVを御存知ですか？ 生放送で外配信や車載配信で人、建物、車が映り放題。 電車内、店内、イベントの無許可配信当たり前。 ドローン少年は外配信で警察ともめてそれを配信しエスカレートしていった。 まず、こちらのガイドラインが先ではないでしょうか？</p> <p>(個人)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	<p>インターネット上への動画掲載を安易に規制してしまうということは、墜落原因や要素の研究材料を無くすことにもなります。</p> <p>実際に、航空法も知らずに、危険な空港周辺などでドローンを飛ばしている一般人も多く見かけます。</p> <p>これらに対しても、どのような場所での的確な取締りをやれば良いかについて、きっかけや検討材料を無くす結果にもなります。</p> <p>住宅街や、集合住宅では、いかに2.4GHz帯の混雑が多く、混信などによる墜落事故があるかについて、総務省がもっと真剣に取り組むべきであって、5.8GHz対の使用を空を飛ぶラジコンに、今だ認めていないという、怠慢としか言いようがない現状に対しても、安全優先の解析にいち早く動画を役立てるべきです。</p> <p>DFS 信号発信時刻の告知義務化を設けていないことも総務省が怠っ</p>	<p>御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ている犯罪とも言えます。映像が多く収集できればこそ、墜落事故の時間的な関連検証もできるため、取り組むべき、ポイントになります。</p> <p>プライベート侵害などは、これら安全性の検討に比べれば、プライバシーはかなり低いはずで、一部の学校で実施している運動会や発表会にカメラを持ち込み禁止などといった非常につまらない街づくりに貢献しているようなものです。</p> <p>常識人には真似のされない、露天風呂や、高層マンションなどの覗き込み犯罪についても、ビデオ投稿を安易に規制してしまえば、逆に秩序が守れないはずです。</p> <p>最大の問題は、テレビ局とその他のメディアです。</p> <p>彼らが最も極悪非道であり、「一番の犯罪者」と言えます。花火の中に突っ込むような空撮映像などをおもしろおかしく取り上げたりするから真似をする者が増えるだけで、「許可を得て撮影をしています」「報道責任で撮影をしています」などのテロップが挿入できない映像は放送させるべきではありません。</p> <p>投稿ビデオについては、問題のあるものは個別に投稿者に対応し、「画像の提供をお願いします」というスタンスで丁寧に対応すべきと考えます。</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>我々のような空撮の専門家を中心に、総務省からの補助金を的確に受け、外郭法人を作り基準を設けてゆくことをすべきです。</p> <p>(株式会社フライトエディット)</p>	
	<p>カメラやビデオカメラなど、一般的に被写体を撮影する機能を持った装置ならどのような物でも、肖像権やプライバシーを犯すことはあってはならない。これは当然のことであり、何もドローンだけの問題ではない。また、ドローンだけが戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影できる唯一の機器ではない。例えば、丘の上や高層ビル、東京タワーなどの電波塔からカメラやビデオを使って撮影することも可能であるし、近年は衛星画像の解像度も向上しており、商用でも 30cm 解像度の画像を誰でも手に入れることができる。</p> <p>このように、現在は様々な撮影機材や方法で高解像度の画像やビデオを撮る技術が既に存在している。それにもかかわらず、<u>敢えてドローンという特定の撮影機材のみにガイドラインを策定することの理由が見出せない</u>。もしガイドラインを策定するのであれば、上述した一般的なカメラやビデオカメラおよび衛星画像なども対象とし、「高解像度撮影装置を用いた撮影映像などのインターネット上での取り扱い」とすべきであり、ドローンのみに特化させるべきではないと考える。</p> <p>(総合地球環境学研究所)</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものです。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
	<p>「住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること」とあるが、これはドローンに限った話ではなく、既に警察などが道路上の高い位置に不当にカメラを設置し、複数地域においてそれらのカメラが近隣住居の個室内を盗撮している現状があり、<u>ド</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見として承ります。 ・ なお、ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ーンのみにおいてこうした恣意的なガイドラインを設けるべきではないと考えられる。</p> <p>また、「プライバシー侵害の危険性」という観点から見れば、せいぜい5～6分の飛行しかできないドローンに比べ、電柱等に固定された盗撮カメラ（監視カメラ）にあつては24時間第三者の日常生活を含むセンシティブなプライバシーを収集することになるわけであるから、プライバシー侵害の危険性は一段大きいものと言わざるを得ないと考えられる。</p> <p>駅においても防犯カメラと称した実質的な盗撮カメラにより多くの人が嫌悪感を抱いており、実際同意の有無に関わらず強制的に容姿を撮影されている現状がある。本問題については社会生活上の受忍限度を超えた当事者らが2014年4月にJR西日本およびJR東日本に書面にて抗議を行い、肖像権の侵害を止めるよう警告を行ったが、当該内容に真摯な回答は得られず、また2015年4月、東京駅近くのキッテビルにおいては「決して苦情を言われてもお客様の言う事を聞くつもりはない」と威圧された上警察を呼ぶと脅迫されていることから、いかなる目的であれ、長期間にわたり特定公共地域の通行人など不特定多数のプライバシーおよび肖像権を不当に収集する行為についても個人の基本的な権利を尊重する観点から法規制を行うべきが妥当であると考えられる。</p> <p>「明らかに未成年の子どもと認められる顔写真については、合理的に親権者が同意するものと判断できる場合を除き、原則として削除することができる。」</p>	<p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>とした記述があるが、虚偽の申告などによりプロバイダや権力により当事者の意図しない検閲被害を蒙る可能性の非常に高い判断であるから不当である。</p> <p>よって</p> <p><u>1. 電柱等据付型の盗撮カメラを対象に含むよう改案する</u></p> <p><u>2. 本ガイドラインを廃案とする</u></p> <p><u>いずれかの対応を求めるものである。</u></p> <p>(個人)</p>	
	<p>内容を熟読させて頂きました。今後、ドローンに関してと言うより全てのデータについての取り扱いになると考えています。今回、フェイスブックで「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取り扱いに係るガイドライン（案）の記事をリンクさせて頂きましたが一般の風景や人物を撮られている写真家さんなどから不安の声が聞かれました。「山の上から望遠レンズで景色を撮るとドローンの画像より鮮明に人の行動がわかる。プライバシーを侵害しますか？」など、確かに空撮は高い位置から壁を越えて覗くことも可能です。市街地などはビルがあり空撮をしなくても見ることが出来ます。ドローンをベースに考えると例えばのガイドラインになりやすく具体的な経験談もなく進めて行く事になりがちだと思います。今回、作成して頂いた案を基礎資料とし「<u>撮影映像等のインターネット上での取り扱いに係るガイドライン</u>」（案）へと効果的なもの出来ればと良いと思います。様々な障害があるとは思いますが私の意見として提出させて頂きます。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>(日本DMC株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。 本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。 また、御意見を踏まえ、「1章 本ガイドライン策定の目的と位置づけ」の部分について、インターネット上のプライバシー侵害情報等の取扱いについて、今後の動向に留意する必要がある旨の記載を追記しました。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>このドローンと呼ばれる機器に関してガイドラインの案の中に見られないのは法案ではないからですか。</p> <p>もし、今後法案として提出される場合には“ドローン”という曖昧な物の言い方ではなくラジコンヘリなどのような“空を飛べる無線操縦機”に関して“住宅地などの構造物過密地帯での利用を制限・注意出来る”法案として提出されることを強く期待します。</p> <p>現在、商業・産業・農業向けに自動飛行型のラジコンヘリのような物は生産販売されています。</p> <p>これらの機器は所有者の私有地内、公園・農場などの比較的構造物が少ないところなどで使用されていると思われます。また、そのようなものでなくともそれら業務用向けの製品には万が一コントロールを外れても自動で復帰する冗長性のある機能が搭載されています。</p> <p>民間用(玩具)ではそのような機能などは無用の長物で単純に操縦だけが出来る機能に絞っていますが、これまでは利用者側のモラルにより墜落しても被害が少ないところで遊ばれていたということになります。</p> <p>今後、政府が現在想定しているドローンと呼ばれる無人航空機の形状は今ある既存の形態を取らない可能性は非常に高いと思われます。</p> <p>また、既存の製品に関しても利用者のモラル低下などにより思わぬ使われ方をされる可能性もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、本ガイドラインにおけるドローンの定義を追加しました。 本ガイドライン(案)はドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローンの飛行等に関するものではありません。本ガイドライン(案)がドローンの飛行に関するものではないことをより明らかにするために、「3章 具体的に注意すべき事項」における「ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、住居内の人等の写り込みが生じ得る住宅近辺における撮影飛行は、原則として行わないようにすること。」との記載は削除しました。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p><u>ぜひともガイドラインのドローンという定義に関しては形状を問わず、利用者の運用方法(記録の有無 etc)などに重点を置き制定して頂きますようお願いいたします。</u></p> <p>(個人)</p>	
	<p>「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」(案)(以下ガイドライン)の中で気になる記述に対してコメントを行いました。</p> <p>※「」内の文章がガイドラインの記述です。</p> <p>「ドローンを利用すれば、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することも可能である」</p> <p>ドローンに限らず高層階を持つ建造物から望遠鏡や望遠レンズを搭載したカメラを使用することによって、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中を撮影することも可能である。だからといって高層階の建物を建ててはいけないということにはならないのと同様にドローンを飛ばしてはいけないということにはならない。また家の前に新しい建物が建った場合、元からある家の居住者は部屋の中のプライバシーを守るためにカーテンや雨戸を設置することを余儀なくされるが同様に家や部屋の近くをドローンが飛行することが予想される昨今の状況であればカーテンや雨戸を閉めればいいだけのことである。これは家の前に新しく道路が出来て通りから部屋の中が覗かれるという訴えに対しても同様である。私はカーテンや雨戸を設置したくない、カーテンや雨戸を閉めずに夜景を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見として承ります。 ・ なお、本ガイドライン(案)は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について、現状に照らして注意すべき事項を取りまとめたものであり、従前に比べて新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン(案)で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>楽しみたいという理由だけで家の前に新しい建物が建つことや道路建設されるのを拒否できないのと同じように、他人がドローンを飛ばす自由を奪うこともできないのである。しかし他人の所有する敷地内に侵入してドローンを飛ばすことや著しく他人の家や部屋に接近してドローンを飛ばすこと、ドローンが著しい騒音や光を発することは規制されるべきである。</p> <p>またドローンのカメラの性能には様々なものがあり、10万円以上するドローンから一万円前後のものまで様々であり、それら全てを同じように規制することは望ましくない。youtubeに投稿されたドローンの映像を見ればおわかり頂けるように、建物からある程度の距離をとって撮影された映像では建物の中の様子をうかがい知ることはできない。実際に様々な性能のカメラを使って様々な距離から撮影を行い、カメラ毎にどの程度の映像が撮影できるのかを確認したうえで細かく規制を設けるべきである。高性能なカメラを搭載している場合は住宅から100m以上離れる事、低性能なカメラの場合住宅から20m離れる等である。</p> <p>「被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負うことになる」</p> <p>これはドローンに限らず一般の映像と同様に処理されるべきである。今現在インターネットに公開されている動画が被撮影者の同意なしに撮影されたものであっても情景を流して撮影したに過ぎないものであればプライバシーや肖像権の問題にならないのであれば、</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>ドローンにより撮影されインターネットに公開された映像も同様に扱われなければならない。</p> <p>「浴場、更衣場や便所など人が通常衣服をつけないでいるような場所を撮影した場合には、刑事上、軽犯罪法 2 や各都道府県の迷惑防止条例の罪に該当し、 処罰されるおそれがある」</p> <p>これも通常のビデオカメラで撮影された映像と同様に処理されるべき問題であるが、殊更ドローンに関してこの問題が取り上げられるのはドローンに触れたことのない人達からするとドローンでこっそり盗撮や覗きをされるのではないかという恐れが強く存在しているためとと考えられる。しかし、それは全くの杞憂である。まずドローンで風呂場や部屋の中を覗かれる心配に関してはカーテンや雨戸で十分に防ぐことができる。またドローンはプロペラの音が大きく、LED の電飾等が付いているために、ドローンが近づいていることが周囲に丸わかりになるので盗撮や覗きに使用することは事実上不可能といえる。また夜間に電飾を取り外したドローンで盗撮を行う恐れについては夜間に電飾を取り外したドローンを、操縦する人間が隠れた状態で無線から送られる映像等を頼りに操縦して特定の場所に接近して撮影を行うといったことが不可能に近いため問題にならない。この辺りは実際にドローンを購入して夜間に LED を外した状態で操作すれば簡単に理解できることである。</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>「ドローンによる撮影行為により、プライバシーや肖像権といった権利を侵害する可能性がある。撮影行為の違法性は、一般的には、①撮影の必要性（目的）、②撮影方法・手段の相当性、③撮影対象（情報の性質）等を基に、総合的にかつ個別的に判断されるものとされている」</p> <p>1万円前後のドローンのカメラで撮影された映像からは数十メートル先の建物の中を確認することや映っている人物の特定は困難なので、例えばそれが被撮影対象の同意なくインターネットにアップされたものであったとしても、その個人の特定ができないと客観的に判断される場合はプライバシーの侵害にあたらぬとするべきである。ドローンの撮影に規制が設けられるにしてもドローンのカメラの性能によって細かく分類されるべきである。</p> <p>「肖像権については、人は、その承諾なしに、みだりに自己の容貌や姿態を撮影・公開されない人格的な権利を有するとされている。撮影・公開の目的・必要性、その態様等を考慮して、受忍限度を超えるような撮影・公開は、肖像権を侵害するものとして違法となる15。公道やそれに準じた公共の場における人の容貌等を撮影・公開した事案については、複数の裁判例によれば、公共の場において普通の服装・態度でいる人間の姿を撮影・公開することは受忍限度内として肖像権侵害が否定されることが多い。例えば、肖像権侵害を肯定した事例においては、特定の個人に焦点を当ててその容貌を大写ししていること等の事情が重視されており、公共の場の情景を流</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>して撮影したにすぎないような場合 には肖像権侵害は否定されるという方向性が示唆されている。公共の場での情景を機械的に撮影しているうちに人の容貌が入り込んでしまった場合は、特定の個人に焦点を当てるといよりは公共の場の情景を流すように撮影したものに類似する。したがって、ごく普通の服装で公共の場にいる人の姿を撮影したものであって、かつ、容貌が判別できないようにぼかしを入れたり解像度を落として公開したりしている限り、社会的な受忍限度内として肖像権の侵害は否定されると考えられる」</p> <p>ドローンによって撮影された映像においても同様に扱われる必要がある。情景を流すように撮影したドローンによる空撮映像も肖像権の侵害にはならないとすべきである。</p> <p>「しかしながら、公共の場でない場所における撮影はこの限りではない。例えば、被撮影者の承諾なく、住居の塀の外側から撮影者が背伸びをした姿勢で、居宅の一室であるダイニングキッチン内の被撮影者の姿態を写した場合は受忍限度を超えていると解されている」</p> <p>背伸びした状態というのは高い位置からと同様に解釈されるのか、それとも高い位置かつ住居の塀に近接した状態と解釈されるかを明確にする必要がある。前者の場合は、特定の家の周囲にその家よりも高い建物を建てる事も禁止する必要があるが出てくる。後者の場合は特定の家に著しく接近してドローンによる空撮を行った場合を除けば</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>規制の対象にならないと判断することができる。著しく接近した場合の距離に関しても明確にする必要がある。またドローンに限らず他の建物の2階等から部屋の中が見えている場合は、カーテンや雨戸を閉めるなどの対策を行う事で外から部屋の中を覗かれる心配はなくなる。また通りに面した自宅ベランダで裸になってライトアップしているところを他人に見られた場合、見た側ではなく見られた側が公然猥褻の容疑で逮捕されたケースも存在するので、他人から何らかの形で部屋の中を覗かれる恐れがある場合には覗かれる側もカーテンや雨戸を閉める等の対策をしなければならないと言える。</p> <p>「住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮する」</p> <p>特定の個人や法人の所有する建物を狙って撮影を行うことは他の映像と同様、肖像権やプライバシーの問題として規制されるべきであるが、公共の場所を流して撮影したにすぎないような場合は今までの判例通り肖像権侵害は否定される必要がある。</p> <p>「また、風俗店等に入りする姿等公道であっても撮影、公開されることを通常許容しないと考えられる画像や、他人の住居内の生活状況を推測できるような画像の場合、肖像権侵害となるかどうかは、プライバシーと同様に最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ない。さらに、例えば、ドローンで産業廃棄物の違法投棄を行う者を追跡し、顔写真やナンバープレートの撮影に成功した場合</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>など、撮影そのものは公益目的で許されるが、映像 等の公開は肖像権侵害に当たるとされる可能性があるケースもあると考えられる」</p> <p>このガイドラインが一体どういう人達の便宜のために作られたのか疑いたくなる記述であるが、いつ上空からドローンで撮影されているかわからない状況では非合法的な活動は行いにくいとも言える。裏を返せばドローンは飛ばすことで、犯罪抑止効果が期待できるとも言える。</p> <p>「ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、住居内の人等の写り込みが生じ得る住宅近辺における撮影飛行は、原則として行わないようにすること。仮に住宅近辺における撮影飛行を行う場合には、カメラの角度を住宅に向けない、又はズーム機能を住宅に向けて使用しないなどの配慮をすることにより、写り込み が生じないような措置をとること」</p> <p>住居内が他人から覗かれてしまうケースはドローンに限らず家の前に他の建物や道路が作られた場合にも生じうる問題であり、ドローンのみが規制される納得できる理由が示されていない。マンションなどの高層階に望遠鏡や望遠レンズを搭載したカメラを設置して盗撮を行うこともありえるため、居住者にはカーテンや雨戸を設置して住宅内を盗撮されることを防ぐなどの手立てを行うことが望ましい。</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>「特に、高層マンション等の場合は、カメラの角度を水平にすることによって住居内の全貌が撮影できることとなることから、高層マンション等に水平にカメラを向けないようにすること」</p> <p>これもカーテンや雨戸で対応可能なので問題にならない。むしろ高層マンションから覗きや盗撮が行われる恐れも同様に指摘されるべきである。</p> <p>「もっとも、次のア)、イ)の場合など、送信防止措置を講じず放置することが直ちにプライバシーや肖像権の侵害には該当しないと考えられる場合もあり得る。ア)行楽地等の雰囲気表現のために、群像として撮影された写真の一部に写っているにすぎず、特定の本人を大写しにしたものでないこと。イ)犯罪報道における被疑者の写真など、実名及び顔写真を掲載することが公共の利害に関し、公益を図る目的で掲載されていること」</p> <p>ドローンで撮影された映像も同様に扱われる必要がある。</p> <p>～本当に規制されるべきこと～</p> <p>ドローンの重量毎の規制：ドローンの重量が大きいと落下した際の被害も大きくなる為ドローンの重量ごとに規制を設けるべきである。また100グラム前後のドローンは落下しても野球のボール以</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>下の衝撃であるため厳密な規制の対象とする必要はない。※人が多く集まる場所で野球をしてはいけないのと同様に人が多く集まる街中などではドローンを飛ばすことも基本的に控えるべきではある。</p> <p>モーターのパワー毎の規制：パワーのあるモーターに人や物が巻き込まれた場合、損傷や被害が大きい為。これも1万円前後のドローンは規制の対象とする必要はない。</p> <p>ドローンの積載重量ごとの規制：爆発物や有毒物質を運搬してテロに使用されたり高性能なカメラを搭載して現状の水準を超えた技術で盗撮等が行われる恐れがあるため。積載量が数十グラム程度の1万円前後のドローンは規制の対象とする必要はない。</p> <p>プロペラガード等を装着して人や物に当たった時の被害を抑える工夫をしているか</p> <p>まとめ</p> <p><u>ドローンを飛ばして空撮を行ったりドローンで商業活動を行うことは公益のいかんに関わらず個人の自由かつ権利の一つであり、その行為が他人の権利や財産、尊厳を損なわない限り無暗に規制されるべきではない。</u></p> <p>(個人)</p>	
	<p><u>ガイドラインには賛成ですが、それ以前にドローン自体を許可・免許制にすべきと考えます。</u></p> <p>ドローン自体、一般人には生活に必要不可欠なシーンはほぼなく、人的、物的被害へのリスクが高まり、犯罪、またはそれに近い動画が国内法の及ばない海外のサーバーへ無制限にアップされるだけで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン（案）に賛同の御意見として承ります。 ・ 本ガイドライン（案）はドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローン自体の許可・免許制のあり方に関するものではありません。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>す。</p> <p>逆に公的機関においては災害現場・犯罪現場の確認など、公務に必要な範囲で使用すべきで、当ガイドラインは公的機関が諸法に基づく違反をしないために運用する必要があると考えます。</p> <p>(個人)</p>	
	<p>プライバシーに配慮されるべきなのはそのとおりですが、以下の点も考慮し、調整されるべきかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンに搭載されているカメラは、そのほとんどが超広角、魚眼レンズのカメラですので、一般的なカメラよりは小さく映ります(＝近づかない限り人物が認識できない)そして近づいて撮影するものではありませんので、プライバシーに配慮は必要ですが、撮る手段にではなく、撮った結果で制限されるべきかと思えます。 ・高いところからなので住居等禁止ということであれば、展望台など高所から撮った普通の写真も制限されないと公平性を欠きます。むしろ、展望台等でデジタルカメラで撮ったほうが望遠ズームが使えるのでより鮮明に映し出すことが可能です。 <p>ドローン撮影はあくまで撮影手段のひとつです。同じものを同じように撮っているのにドローンだけ規制されるような不公平性が無いようにお願いします。</p> <p>(個人)</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン(案)は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン(案)で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンの今後の運用について ドローンの飛行可能な場所に規制を行う場合 一般の所有者とは別に一定条件を満たす業者に対しては飛行可能に 	<p>本ガイドライン(案)はドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローンの飛行に関するものではありません。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>するなど別のガイドラインがあると望ましい。</p> <p>一定条件とは→例えば認定業者の訓練を受けた者または免許制の導入。</p> <p>ドローンでの撮影を業務として行っている会社・個人またはこれから参入する</p> <p>企業に対して一般の所有者と同様の扱いや規制がかけられると今後のドローン産業の普及と可能性に大きな打撃があるものと考えます。</p> <p>(出雲ケーブルビジョン株式会社)</p>	<p>せん。本ガイドライン（案）がドローンの飛行に関するものではないことをより明らかにするために、「3章 具体的に注意すべき事項」における「ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、住居内の人等の写り込みが生じ得る住宅近辺における撮影飛行は、原則として行わないようにすること。」との記載は削除しました。</p>
	<p>ドローンに関しては今後、防災や減災の観点からも利活用が期待されることから、自治体などで安易に「すべて撮影禁止」と決めてしまうことは避けるべきと考えます。</p> <p>ドローンの取扱いや操作については各団体に任されているところもあるが、検定制度やスキルアップの講習などの重要性を鑑みて補助制度を含めた検討もお願いしたい。</p> <p>ドローンの開発などは、これから国を挙げて進めていくべき案件と考えます。</p> <p>不幸な事故等もありましたが、放送や報道の立場からもこの業界が明るい未来を切り開いてくれるよう期待します。</p> <p>(株式会社ハートネットワーク)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	<p>(1) 一般の撮影映像のインターネット上での取り扱いに対し、<u>ドローンを利用した撮影であるが故の固有の留意点・注意事項等があるのでしょうか？</u>あるようでしたら、それを明記して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>(2) <u>留意すべき既存の法律・規則・規制等は本文中に引用されているものが全てなのでしょうか？</u> 網羅性を確保する意味からも、当事者が留意すべきものをまとめて列挙して頂きたい。</p> <p>(3) <u>撮影映像そのものにはインターネット上での取り扱いに何ら問題がないが、映像撮影時のドローンの飛行自体に違法性があった場合、その撮影映像の取り扱いも制限されるのでしょうか？</u> (日本ユニシス株式会社)</p>	<p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする者が留意すべき既存の法律・規則・規制等について、代表的なものを掲載したものであり、本文中に引用されているものが全てではありません。特に、プライバシー侵害等については、これまで多くの判例が出されており、それらの内容についても留意する必要があると考えます。 撮影行為が違法とされる場合には、当該映像等をインターネット上で閲覧可能とした行為も原則として違法となります。
	<p>本ガイドラインの策定については十分に議論すべきであり拙速に決めるべきではない。仮に策定するとしても、<u>ドローンに限定しないものとしていただきたい。</u> (上記意見の理由要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ドローンについてのみ、ガイドラインを策定する意義が乏しい。 本ガイドラインを策定することにより、ドローンが常にプライバシーを侵害するものであるといった誤解を生じさせたり、ガイドラインの記載内容によっては委縮効果を生じさせたりするなど、かえって利活用を阻むおそれが否定できない。 <p>(一般社団法人新経済連盟)</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
	<p>本ガイドラインにおける「撮影」という用語について、<u>ドローンの操縦のために必要なカメラの作動であって録画していないようなも</u></p>	<p>本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、撮影がインタ</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>のについては、「撮影」に含まれないことを明確化していただきたい。 (上記意見の理由要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインは、ドローンの操縦に必要なカメラの作動であって録画していないような場合まで「撮影」に含むとの趣旨ではないと考えられる。 <p>(一般社団法人新経済連盟)</p>	<p>一ネット上で映像等を閲覧可能とすることができない性質のものである場合には本ガイドラインの対象とならないと考えます。</p>
1章関連		
2ページ	<p><u>呼称について</u>。ドローンとは軍用の無人機を指す、というのが先行する米国での一般的な呼び方になっています。ヘリ・有翼・飛行船にかぎらず。</p> <p>それが日本ではカメラ付きマルチコプターを指すことになってしまっていますが、飛行船タイプもありますしアドバルーンにカメラをつけた場合はどうなるのか？という疑問も湧きます。カメラ付き無人機、UAV、などといった呼称をむしろ広めるように努力すべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本士業協会)</p>	<p>御意見を踏まえ、本ガイドラインにおけるドローンの定義を脚注に追加しました。</p>
2ページ	<p><u>「産業界からも今後多くのビジネスをもたらすとの期待が大きい」</u>に関しては、同意である。弊社は映像制作会社であり、ドローンによる空撮は、新たな映像表現手法の一つとして期待している。また、ドローンでの空撮は、我が国の課題である地方創生に貢献する可能性があると言える。例えば、地方の観光地やイベントのPRのための映像をドローンで空撮することは、これまでにはない映像表現を視聴者に提供する。それと同時に、その新たな映像表現が視聴者を感化し、地方に足を運ばせる可能性は否定できない。それ故に、ドローンが地方活性化にもたらす利益は大きいと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドライン（案）の当該記載部分に賛同の御意見として承ります。 ・なお、本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
2ページ	<p data-bbox="759 156 1122 188">(株式会社サムシングファン)</p> <p data-bbox="286 204 1137 671">「小型の無人機（以下「ドローン」という。）の普及が進みつつある。ドローンは、簡易に「空からの撮影」が可能である…」に関しては、本ガイドラインの対象とする<u>ドローンの定義</u>がこの部分で与えられているが、「小型」「無人機」の定義が明確ではない。重量・大きさ・機能などの何をもって「小型」とするのか。「空からの撮影」とあるので、「無人機」とは無人航空機を指しているものと考えられるが、本来の意味から考えれば自動運転の車両も想定される。もし、自動車などの車両も含む場合、自動運転時のカメラ画像もガイドラインの対象となるなど、考慮すべき範囲が大きく変わる。<u>ガイドラインの対象とするドローンの定義を明確にされたい。</u></p> <p data-bbox="871 687 1122 719">(熊本無人機研究会)</p>	<p data-bbox="1167 204 2145 284">御意見を踏まえ、本ガイドラインにおけるドローンの定義を脚注に追加しました。</p>
2ページ	<p data-bbox="286 735 1137 959">「ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについての考え方を整理」に関しては、懸念事項を鑑みれば、<u>インターネットでの閲覧に限らずテレビによる放映や映画での上映、書籍での出版なども同様の問題を含んでいる。ガイドラインで考慮している範疇が狭すぎる。</u></p> <p data-bbox="871 975 1122 1007">(熊本無人機研究会)</p>	<p data-bbox="1167 735 2145 1007">ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負うこととなります。また、当該映像等にプライバシーや肖像権などの権利を侵害する情報が含まれていたときは、インターネットによる情報の拡散により、権利を侵害された者への影響が極めて大きく、当該映像等は人格権に基づく「送信を防止する措置」及び損害賠償請求の対象となり得ると考えています。</p> <p data-bbox="1167 1023 2145 1198">このような観点から、本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等を撮影してインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項をガイドラインとして取りまとめたものです。</p>
3ページ	<p data-bbox="286 1219 1137 1347">「このような注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備されるものと考えられる。本ガイドラインが、社会的意義のあるドローンの利用を促進することを期待する。」</p>	<p data-bbox="1189 1219 2078 1251">本ガイドライン（案）の当該記載部分に賛同の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>に関しては、<u>当該整理が、社会的意義のあるドローンの利用の促進につながるということに同意いたします。</u></p> <p>(セキュアドローン協議会)</p>	
3ページ	<p>「なお、過去総務省では、・・・サービス提供者に求められる取組として、</p> <p>「撮影態様の配慮」や「ぼかし処理」等を提言・・・」に関しては、本ガイドラインは、基本的この提言を踏襲するものであって、「ドローン」独自の問題が明確でない。プライバシーを侵害する撮影を行ってはならないのは、「ドローン」に限らず人手での撮影であっても、高性能カメラを有する人工衛星等によるものであっても同様である。<u>あえて「ドローン」での動画撮影等を対象に本ガイドラインを提案する懸念を明らかにされたい。</u></p> <p>(熊本無人機研究会)</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
2～3ページ	<p>1章の記述では、本ガイドラインが対象としている行為者や行為の範囲が判然とせず、<u>主眼が一般国民が私的にドローンを利用して映像を撮影し、インターネット上で公開することにあるのか、事業者による商業利用をも含むのか、などの点が曖昧です。</u></p> <p>さらに、「映像等」との表記が対象とする映像以外の事象とは何かも明確ではありません。</p> <p>また、本ガイドライン案に取りまとめられたプライバシーや肖像権等との関係は、これまでの一般的な考え方をまとめたものではありませんが、<u>仮に報道機関による取材・報道活動も本ガイドラインの対象となるのであれば、そうした活動に配慮することを明確に記述すべきと考えます。</u></p> <p>1章においては、本ガイドラインの目的および対象とする事象と行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「映像等」の文言については、映像、画像を想定しています。 ・ 「3章 具体的に注意すべき事項」において、「例えば、趣味で撮影を行うケースや興味本位で映像等を収集するケースなどドローンによる撮影自体に公益的な目的が認められない場合はプライバシー侵害等となるリスクが大きくなるものと考えられる」と記載していますが、御指摘の報道機関による取材・報道活動については、一般的には公益を図る目的で実施されるものと理解しています。 ・ また、本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>為者をより明確に記述し、上記の問題を解消することを求めます。</p> <p>(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	
2章1関連		
4ページ	<p>「ドローンによる撮影行為により、プライバシーや肖像権といった権利を侵害する可能性がある」に関しては、その可能性を認めるものであるが、しかし、<u>殊更ドローンの撮影に限った権利侵害の話ではないため、ドローン飛行による撮影行為、そのものがその侵害リスクを増長しているような記載に関しては、ミスリードになるため、注意を払ってほしい。</u></p> <p>(セキユアドローン協議会)</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン(案)は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン(案)で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
4ページ	<p>「ドローンによる撮影行為により、プライバシーや肖像権といった権利を侵害する可能性がある。」に関しては、著作権侵害には通常はならない(著作権法46条)が、一般公衆に開放されていない屋外の場所に美術の著作物がある場合のように、<u>著作権侵害になる可能性もあることを付け加えるべきである。</u></p> <p>(個人)</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドライン(案)は、ドローンによる撮影行為により侵害される権利の代表的な例として、プライバシーや肖像権を取り上げたものです。</p>
5ページ	<p>(1)「2 プライバシーとの関係」における注釈12、13、14について</p> <p>これらは、安全面に関する規制であり、本文に記載しているプライバシー保護や肖像権保護の観点には当てはまらないと考える。<u>安全面とプライバシー保護を混同しているように受け取られる可能性がある</u>ので、表現方法を変更されては如何でしょうか？</p> <p>(日本ユニシス株式会社)</p>	<p>撮影行為が違法とされる場合には、当該映像等をインターネット上で閲覧可能とした行為も原則として違法となることから、撮影の前提となる事項についても記載しているものであり、適切であると考えています。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
2章2関連		
5ページ	<p>「土地の所有権は、民法の規定により「その土地の上下に及ぶ」ため、他人の土地の上空でのドローンの飛行は土地所有者の許可が必要となる。」に関しては、日本では、たとえ山や森のような自然に近い状態であっても、土地には所有者がいる（国や地方公共団体のこともあるが）のであって、他人の所有というだけで柵も立入禁止の表示も何もないのに、立入りそのものが違法になるわけではない。<u>他人の土地というだけでドローンの飛行を禁止するには新たに法整備が必要である。</u></p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等を撮影してインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項をガイドラインとして取りまとめたものであり、ドローンの飛行に関するものではありません。本ガイドライン（案）がドローンの飛行に関するものではないことをより明らかにするために、「3章 具体的に注意すべき事項」における「ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、住居内の人等の写り込みが生じ得る住宅近辺における撮影飛行は、原則として行わないようにすること。」との記載は削除しました。 ・ また、御指摘の部分については、現行法における枠組みを説明したものです。なお、土地の所有権に関する記載については変更を加えています。
5ページ	<p>「土地の所有権は、民法の規定により「その土地の上下に及ぶ」ため、他人の土地の上空でのドローンの飛行は土地所有者の許可が必要となる。公共の場であっても、航空法により空港付近や航空路内の高度150m以上では飛行が禁止されている。また、公道上空での飛行は道路交通法の規制の対象となる可能性がある。また、地方自治体では、既存の公園条例や庁舎管理規則などを活用し、公園や庁舎など管理区域での使用を禁止する動きが広がっている。」に関しては、<u>ドローンによるトラブルを最小限度にとどめるため、購入時の登録・免許（認可）制の導入を検討して頂きたい。</u>ドローンを飛行させる場合、左記の知識を持っていることは大前提である。しかし、動画投稿サイト等に投稿される空撮映像を視聴する限り、撮影兼動画投稿者は、左記の知識を持ち合わせているとは考え難い。そのため、ドローンに係るトラブルを減らすためにも、新たな枠組み</p>	<p>本ガイドライン（案）はドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローン自体の許可・免許制のあり方に関するものではありません。なお、土地の所有権に関する記載は変更を加えております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>作りを進めて頂きたい。</p> <p>(株式会社サムシングファン)</p>	
5 ページ	<p>「土地の所有権は、民法の規定により「その土地の上下に及ぶ」ため、他人の土地の上空でのドローンの飛行は土地所有者の許可が必要となる。公共の場であっても、航空法により空港付近や航空路内の高度 150m 以上では飛行が禁止されている。」に関しては、民法における私有地への侵入、航空法の航路への侵入（高度）などの明確な違法行為と、プライバシーの侵害懸念は同列に論じることは出来ない。この部分は、<u>プライバシーの侵害懸念が違法行為であるかのように誘導するもので、ガイドラインから削除されるべきである。</u></p> <p>(熊本無人機研究会)</p>	<p>御指摘の部分は、現行法における枠組みを説明したものであり、プライバシーの侵害に関する懸念について、違法行為であるかのように誘導するものではないと考えています。なお、土地の所有権に関する記載は変更を加えておりません。</p>
5 ページ	<p>「土地の所有権は」から始まる5頁2段落部分に関しては、土地所有権及び航空法等を根拠に<u>ドローンの飛行の規制を全面的に許容することを前提にすべきでなく、この部分の記述は不要である。</u></p> <p>(さくら通り法律事務所、京野垂日法律事務所、古屋法律会計事務所、大川・村松・坂本法律事務所、牧野内総合法律事務所、三重合同法律事務所、さくら法律事務所)</p>	<p>本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローンの飛行に関するものではありません。本ガイドライン（案）がドローンの飛行に関するものではないことをより明らかにするために、「3章 具体的に注意すべき事項」における「ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、住居内の人等の写り込みが生じ得る住宅近辺における撮影飛行は、原則として行わないようにすること。」との記載は削除しました。なお、土地の所有権に関する記載については変更を加えています。</p>
5 ページ	<p>「土地の所有権は、民法の規定により「その土地の上下に及ぶ」ため、他人の土地の上空でのドローンの飛行は土地所有者の許可が必要となる」に関しては、当該記載を削除されたい。</p> <p>(上記意見の理由要旨)</p> <p>・民法上の土地所有権との関係については、<u>プライバシーの問題と</u></p>	<p>御指摘の部分は、現行法における枠組みを説明したものです。なお、土地の所有権に関する記載については変更を加えています。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p><u>は直接の関係がない。</u></p> <p>(一般社団法人新経済連盟)</p>	
5 ページ	<p>「例えば、公道から撮影した道路周辺の画像を編集し、インターネット上で閲覧可能となるよう公開するサービスと比較すると、プライバシー侵害の危険性は一段大きいものと言わざるを得ない。」に関しては、無人航空機等の撮影が、公道から撮影するサービスに比べて高い位置からなされるのは指摘のとおりであるが、一方で公道上から撮影した画像を用いたサービスは個人の家屋などに極めて近い位置・高さから撮影するのに比べ、無人航空機は安全高度を保つために数十 m の高度で飛行しながら撮影することが多いと考えられ、必ずしも公道から撮影した場合に比べて画像は不鮮明で必ずしもプライバシー侵害の懸念が強いとは言えない。この部分は、<u>一方的に「ドローン」による撮影のリスクだけを強調しており、不正確なので削除されるべきである。</u></p> <p>(熊本無人機研究会)</p>	<p>ドローンについては、これまでより安価で簡便な方法により、通常予期しない視点から戸建て住宅やマンションの部屋の中などを居住者の同意なしに撮影することが可能という特性があるものと考えています。</p> <p>本ガイドライン（案）は、このような観点から、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする行為について注意すべき事項を取りまとめたものであり、新たな規制を課すものではありません。本ガイドライン（案）で注意事項等を整理することにより、安心してドローンを利用できる環境が整備され、社会的意義のあるドローンの利用が促進されることを期待しています。</p>
6 ページ	<p>「したがって、①住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮する、②人の顔や車両のナンバープレート、住居内の生活状況を推測できるような私物にぼかし処理等を施すなど、プライバシー保護の措置をとらなければプライバシー侵害となるおそれがあると考えられる。」に関しては、<u>当該定義に同意するものであるが、上空からの撮影により建物等映り込むケースもあると思うが、住居内の生活状況の推測がない場合には、プライバシーの侵害に当たらないといった形での定義も記載いただけるとありがたい。</u></p> <p>(セキュアドローン協議会)</p>	<p>御意見は、本ガイドライン（案）の当該記述部分に賛同の御意見として承ります。なお、プライバシー侵害等に当たるかどうかは、画像の内容や映り方に左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断になるものと考えます。</p>
2章3 関連		

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>問題映像のある URL を送れば、肖像権侵害の略式訴訟窓口へのリンクを、警察か裁判所ホームページに用意して訴訟を簡略化する。</p> <p>送られたリンクに当事者・当該物が写っていることが確認できた場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訴訟中の映像公開は、可。感謝料は累積計算。 2. 低額訴訟は、サーバ管理会社が一時負担し、被告に請求。 <p>細かい規制以外で、抑止力を働かせた方が良いと思う。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>御意見として承ります。</p>
7ページ	<p>「例えば、ドローンで産業廃棄物の違法投棄を行う者を追跡し、顔写真やナンバープレートの撮影に成功した場合など、撮影そのものは公益目的で許されるが、映像等の公開は肖像権侵害に当たるとされる可能性があるケースもあると考えられる。」に関しては、一般国民に身近な事例ではないので、<u>ガイドラインの例示により相応しい他の事例に差し替えることが適当であると考えます。</u></p> <p style="text-align: right;">(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	<p>御指摘の点については、撮影行為は適法であるが、映像等の公開が違法となる可能性があるものの事例として掲げたものであり、原案の記載で問題はないと考えています。</p>
3章全般について		
	<p>以下を追記してはどうか</p> <p>4 公益的な撮影とは</p> <p>事前に公的機関の許可を受けて実施するか、改正航空法（検討中）の「捜索・救助等のための特例」に準じた機関が実施することを原則とした自然災害の現場の状況調査、消火・救助活動や自然災害監視等に使用するための撮影。自然災害直後は家屋等、人身・生命に</p>	<p>御意見として承ります。なお、本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローンの飛行に関するものではありません。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>被害を受けていることにより、プライバシーの保護が日常よりも困難となる。また、有人航空機や災害対応機関によるドローンの飛行が頻繁に行われるため、それらの航行の安全と電波帯域の確保を優先的に行う必要がある。善意のボランティアであっても無許可で飛行をすべきではない。</p> <p>(個人)</p>	
3章前文		
8 ページ	<p>「例えば、趣味で飛行・撮影を行うケースや興味本位で映像等を収集するケースなど、ドローンの飛行自体に公益的な目的が認められない場合は、そのリスクが大きくなるものと考えられる。」に関しては、本ガイドラインは、業務で映像制作を行う者にとっては、当然のことであるため、<u>一般のドローン利用者にとっては、有益なガイドラインである</u>と考える。これに加えて、「<u>機体購入時の報告・登録</u>」「<u>撮影準備時の報告・許諾</u>」に関して、カナダなどに倣い商業目的による認可制を検討して頂きたい。今後、一部の心無い一般人のドローンの利用によって、業務利用が縮小、制限（結果として世論の影響など）されることは、多くの産業の中でドローンにより生み出す公益を損ねかねない。そのためにも、その枠組みを周知徹底することが、一般人の悪意あるドローン利用の抑制につながると思われる。</p> <p>(株式会社サムシングファン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン（案）の当該記述部分に賛同の御意見として承ります。 ・ また、本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、ドローンの許可制に関するものではありません。
8 ページ	<p>「例えば、趣味で飛行・撮影を行うケースや興味本位で映像等を収集するケースなど、ドローンの飛行自体に公益的な目的が認められない場合は、そのリスクが大きくなるものと考えられる。また、個人のプライバシーに係る情報の収集を目的として撮影することは違</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘の点については、個別の撮影行為がプライバシー侵害等に該当するかを判断する中で、撮影の目的が判断要素の一つとなることが考えられるため、目的について言及したものであり、原案のとおり維持したいと考えます。 ・ なお、プライバシー侵害等に当たるかどうかは、映像等の内容や映り方に

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>法性が高いと考えられる。」に関しては、本ガイドラインでも、「プライバシー侵害等にあたるかどうかは・・・事例ごとの判断になる」と記しているとおりの、一律に基準を示すことは困難で、あくまでも侵害のリスクを低減させる方針を示すものと理解している。この部分はそのリスクの評価が公益性によると示したものと解されるが、<u>公益性の判断もまた個別の事例に依ることになるため、この文章は意味をなさない、削除されるべきである。</u></p> <p>(熊本無人機研究会)</p>	<p>左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断となります。</p>
3章1 関連		
<p>8 ページ</p>	<p>「1 住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること」(※2-2(6ページ)にも同様の記載あり)に関しては、<u>以下のとおり記載を修正されたい。</u>(下線部分が追加部分)</p> <p>1 <u>不必要に</u>住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること</p> <p>(上記意見の理由要旨)</p> <p>住宅の敷地内で所有者の同意を得て撮影する場合や、ドローンの操縦のためにカメラが作動している場合にたまたま住宅地内にカメラが向いたような場合まで適切でない撮影態様に含まれるとの解釈をされる余地があるため。</p> <p>(一般社団法人新経済連盟)</p>	<p>「不必要に」との文言は意味するところが必ずしも明らかでないことから、原案を維持したいと考えます。なお、プライバシー侵害等に当たるかどうかは、映像等の内容や映り方に左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断となります。</p>
<p>8 ページ</p>	<p>「撮影飛行」に関しては、「<u>撮影飛行</u>」とは何を指すのか。単にカメラ画像を取得するだけのものも含むのであれば、飛行制御のために動画像等の情報を得るシステムもまた撮影飛行に分類されるが、ガイドラインの趣旨にそぐわないと考えられる。録画等により後にそ</p>	<p>御指摘等を踏まえ、「撮影飛行」との記載は「撮影」に変更しています。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>の内容を確認できるもの、という意味であるならばそのように記述されたい。</p> <p>(熊本無人機研究会)</p>	
8 ページ	<p>「特に、高層マンション等の場合は、カメラの角度を水平にすることによって住居内の全貌が撮影できることとなることから、高層マンション等に水平にカメラを向けないようにすること。」に関しては、<u>以下のとおり記載を修正されたい。</u>(下線部分が追加部分)</p> <p>特に、高層マンション等の場合は、カメラの角度を水平にすることによって住居内の全貌が撮影できることとなることから、<u>不必要に</u>高層マンション等に水平にカメラを向けないようにすること。</p> <p>(上記意見の理由要旨)</p> <p>住宅の敷地内で所有者の同意を得て撮影する場合や、ドローンの操縦のためにカメラが作動している場合にたまたま住宅地内にカメラが向いたような場合まで適切でない撮影態様に含まれるとの解釈をされる余地があるため。</p> <p>(一般社団法人新経済連盟)</p>	<p>「不必要に」との文言は意味するところが必ずしも明らかでないことから、原案を維持したいと考えます。なお、プライバシー侵害等に当たるかどうかは、映像等の内容や映り方に左右される面が大きく、最終的には事例ごとの判断となります。</p>
8 ページ	<p>ガイドライン案の「ライブストリーミングによるリアルタイム動画配信サービスを利用しない」について意見なのですが、「利用しない」となると、ドローンだけはダメで、他の YouTube のようなリアルタイム配信は、何も問題がないように捉えられると思います。したがって、<u>ドローンによって行われる「ライブストリーミングによるサービスを利用しない」</u>の項目は削除すべきだと思います。可能な限り、住宅周辺などでのリアルタイム配信を控えるに留めると記載すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1点目については、ライブストリーミングによるリアルタイム動画配信サービスの場合、撮影態様に配慮をしても、プライバシー侵害の可能性がある撮影映像等が映り込む可能性を否定できないこと、撮影映像等にぼかしを入れるなどの配慮をすることが困難であることから、配信しないように注意することが望ましいとしたものであり、原案を維持したいと考えます。 ・ 2点目については、御意見として承ります。

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>また、ドローンで撮影するにあたって、どこなら撮影可能なのか、撮影許可の申請をどこにすればいいのか、現在ではわかりづらいので、<u>一括して許可申請できる組織（簡単にインターネットからできる）も必要だ</u>と思います。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	
8 ページ	<p><u>「ライブストリーミングによるリアルタイム動画配信サービス」</u>に関しては、<u>定義がない</u>。飛行補助のために、操作者に「ドローン」搭載のカメラから動画像を転送する機能も「ライブストリーミングによるリアルタイム動画配信サービス」になるが、これは適当か？ガイドラインの想定しているのが、異なるものであれば修正されたい。</p> <p style="text-align: right;">（熊本無人機研究会）</p>	<p>本ガイドライン（案）は、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とする者が注意すべき事項を取りまとめたものであり、「飛行補助のために、操作者にドローン搭載のカメラから動画像を転送する機能」がインターネット上で映像等を閲覧可能とすることができない性質のものである場合には本ガイドラインの対象とならないと考えます。</p>